

III 高齢者叙勲の事務

1 概要

高齢者叙勲は、春秋叙勲により勲章を授与されていない功労者のうち、88歳になつた者を春秋叙勲とは別に勲章を授与するものである。

2 対象者

88歳になる者のうち、叙勲基準に該当する者

(注) 旭双(瑞双)以上に擬叙される者のみを対象とする。

(注) 優章受章者に対する高齢者叙勲における勲章の授与については、原則として
優章受章後5年以上の経過期間を必要としない。

3 日程

| 誕生月日 | 推薦予定者の連絡 | 国税庁提出期限 | 発令日 |
|-------------|----------|---------|-------|
| 1月2日～2月1日 | 10月中 | 11月20日 | 2月1日 |
| 2月2日～3月1日 | 11月中 | 12月20日 | 3月1日 |
| 3月2日～4月1日 | 12月中 | 1月20日 | 4月1日 |
| 4月2日～5月1日 | 1月中 | 2月20日 | 5月1日 |
| 5月2日～6月1日 | 2月中 | 3月20日 | 6月1日 |
| 6月2日～7月1日 | 3月中 | 4月20日 | 7月1日 |
| 7月2日～8月1日 | 4月中 | 5月20日 | 8月1日 |
| 8月2日～9月1日 | 5月中 | 6月20日 | 9月1日 |
| 9月2日～10月1日 | 6月中 | 7月20日 | 10月1日 |
| 10月2日～11月1日 | 7月中 | 8月20日 | 11月1日 |
| 11月2日～12月1日 | 8月中 | 9月20日 | 12月1日 |
| 12月2日～1月1日 | 9月中 | 10月20日 | 1月1日 |

※閣議は発令日の前月の最終閣議日に行われる。

(注) 期限を超過した場合には、原則として、以後死亡叙勲を含めて発令されないととなるため、日常から対象者(88歳となる者)を管理しておく必要がある。

期限超過が判明した場合には直ちに府へ連絡すること。

4 手続き

(1) 推薦予定者の連絡

発令月の4ヶ月前の月内に（例：11月1日発令分を7月中に）、推薦予定者の氏名、主要経歴、生年月日、勲等を入力した「高齢者叙勲推薦予定者名簿」（エクセルファイル）を庁へ送付する。

名簿に記載する主要経歴は略称とせず、審査票の表記と一致させる。

(2) 国税庁への上申

次の書類を別添の作成要領に従い作成し、庁へ提出する。

- ・勲章審査票
- ・功績調書
- ・履歴書
- ・刑罰調書
- ・戸籍抄本
- ・その他必要書類（団体規模調、兵籍簿等）

(3) 内示

発令月の前月中旬に「内示リスト」の交付がある。

対象者に連絡し、次の事項を確認する。

- ① 受章の諾否
- ② 前叙の有無
- ③ 内示リストの氏名及び住所等の訂正の有無
- ④ 勲記記名の確認（戸籍記載の字体（外字等）が記名される）
- ⑤ 緊急連絡先

(4) 生存確認

閣議決定後に、候補者が閣議決定以前に死亡していた事実が判明した場合、後日の閣議において取消し決定を行う必要がある。このような事態を避けるため、閣議日の前々日時点での候補者の生存を適宜の方法で確認し、庁へ報告する。

(5) 勲章等の伝達

発令月の中旬に国税庁に物件が届く。

（4月～5月、10月～11月の発令分については、春秋叙勲の準備の都合上、内閣府からの伝達が遅れることがあるため留意すること。）

局は、庁から勲章等の物件を受領後、本人に交付する。

(6) 情報提供

高齢者叙勲の受章者については、官報及び内閣府ホームページへの掲載かつ、報道機関への情報提供がなされている。

なお、官報への掲載タイミングは、賞勲局から名簿が印刷局へ渡された後の印刷

事務スケジュールによるため、毎月一定の時期に掲載されるものではない。

また、受諾により公表（報道）される住所について、一般的に公表されるのは、市区町村名までになる。ただし、各府省庁及び都道府県の栄典担当部局、報道機関へ地番までの住所等の情報を提供しているが、そこから地番まで一般公開されることはない。